

# 社会保険等に関する誓約書

1 当社は、本書の提出日において、次の保険に適法に加入しています。

(※該当する保険をマークしてください。)

雇用保険       健康保険       厚生年金保険

2 (1) 当社は、本書の提出日において、次の保険が、法令で適用除外とされています。

(※該当する保険をマークしてください。)

雇用保険       健康保険       厚生年金保険

(2) 法令で適用除外である理由は、次のとおりです。

(※該当するものにマークし、必要事項を記載してください。)

従業員規模等による(従業員      人)

国民健康保険組合への加入による

その他(      )

3 当社は、当社が受注者となったときは、社会保険等に未加入の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、加入義務がない者を除く。以下「未加入者」という。)を、下請負人(第二次以下の下請契約の当事者を含む。以下同じ。)としません。

また、当社は次の事項を遵守します。

- (1) 施工体制台帳を作成する際は、建設業許可業者である下請負人における社会保険等の加入状況を適切に確認する。
- (2) 下請契約(第二次以下の下請契約を含む。)の締結後遅滞なく、施工体制台帳及び建設業許可業者である下請負人が社会保険等に加入している事実を確認した書類(社会保険等の適用除外に関する誓約書を含む。)を法人に提出する。
- (3) 社会保険等に未加入である下請負人を把握したときは、その旨を法人に報告する。
- (4) 法人から当社に対し、未加入者である下請負人への加入指導を求められた場合は、適切に指導を行い、社会保険等に加入した事実を確認することのできる書類を法人に提出する。
- (5) 下請負人が社会保険等に未加入である旨を法人が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底する。

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

公立大学法人大阪 理事長 様

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

※本書において、雇用保険とは雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険をいい、これらを総称して「社会保険等」といいます。

また、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者を「建設業許可業者」といいます。

※自らが「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、雇用保険については[厚生労働省\(公共職業安定所\)](#)に、健康保険及び厚生年金保険については[日本年金機構\(年金事務所\)](#)にお問い合わせください。